



2025 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 あんしん保証株式会社
代表者名 代表取締役社長 雨坂 甲
(コード番号：7183、東証スタンダード)
問合せ先 経営管理部長 井藤 友正
(TEL 03 - 6627 - 3440)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 20 日開催の取締役会において、2025 年 6 月 20 日開催予定の第 23 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業活動現状に即し、事業内容明確化を図るとともに、今後の事業内容の更なる多様化と新規事業への進出に備えるべく、現行定款第 2 条（目的）を整理するとともに、これに伴う項番等の変更を行うものです。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的として、会社法第 459 条第 1 項及び会社法第 460 条の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、定款第 33 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条（自己株式の取得）の削除及び現行定款第 33 条（剰余金の配当の基準日）の一部につき所要の変更を行うとともに、これに伴う項番等の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年 6 月 20 日（予定）
定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 20 日（予定）

以 上

【新旧対象表（下線変更部分）】

現行定款	変更案
第1条 （省略） （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 保証業務 2. 不動産の賃貸借における賃料債務等の立替払い 3. 不動産の売買、賃借、管理及びその仲介 4. 情報システムの企画、設計並びに<u>管理</u>、運営に関する事業 5. 経営コンサルタント業務 6. 金融業、生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業 7. <u>マーケティングリサーチ</u>及び経営情報の調査、収集及び提供 8. 電気通信サービス及び放送サービスの加入手続きに関する代理店業務 9. 電力の小売りに関する業務 10. ガスの小売りに関する業務 <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> 11. 前各号に附帯する一切の業務 第3条～第6条（省略） <u>（自己株式の取得）</u> 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定によ	第1条 （現行どおり） （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 保証業務 2. 不動産の賃貸借における賃料債務等の立替払い 3. 不動産の売買、賃借、管理及びその仲介 4. 情報システムの企画、設計並びに<u>提供、管理</u>、運営に関する事業 5. 経営コンサルタント業務 6. 金融業、生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業 7. <u>マーケティングリサーチ</u>及び経営情報の調査、収集及び提供 8. 電気通信サービス及び放送サービスの加入手続きに関する代理店業務 9. 電力の小売りに関する業務 10. ガスの小売りに関する業務 11. <u>集金代行業務</u> 12. <u>ソフトウェアの企画、開発、提供、販売並びにその仲介、代理</u> 13. <u>介護機器、通信機器、電気機器、美容機器、健康機器、医療機器その他各種機器類の販売並びにその仲介、代理</u> 14. <u>生活トラブル解決サポートサービスの販売並びにその仲介、代理</u> 15. <u>コールセンターの運営代行サービスの販売並びにその仲介、代理</u> 16. <u>福利厚生事務に関するサービスの販売並びにその仲介、代理</u> 17. <u>カードシステム機器及び情報処理カードシステム機器の販売並びにその仲介、代理</u> 18. <u>各種契約の取次及び媒介</u> 19. <u>住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談、関係各機関との連携及びその他協力業務</u> 20. <u>前各号に附帯する一切の業務</u> 第3条～第6条（現行どおり） <u>削除</u>

<u>り、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる</u> 第8条～第32条（省略） <u>新設</u> （剰余金の配当の基準日） 第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 <u>2 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u> 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 第34条（省略）	第7条～第31条（現行どおり） <u>（剰余金の配当等の決定機関）</u> <u>第32条</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u> （剰余金の配当の基準日） 第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 第34条（現行どおり）
--	---